

令和8年7月24日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について（１）

関東地方整備局は、株式会社大林組に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課長 征矢（そや）（内線：6141）

課長補佐 杉本（すぎもと）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分対象業者

商 号：株式会社大林組

許可番号：国土交通大臣許可（般・特一6）第3000号

代 表 者：佐藤 俊美

所 在 地：東京都港区

2 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（1） 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。

③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。

（2） 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3 処分理由

株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年12月25日、鵜沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年10月4日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して質問された。

その際、真実は、前記労働災害がフォークリフトを定められた用途以外に使用したことにより生じた事故によるものであった可能性を認識していたにも関わらず、前記作業員が高所作業車上で作業していた際に同車両から転落して生じた事故によるものであった旨を言うとともに、同労働基準監督署労働基準監督官らの面前で、関係者に、前記作業員が高所作業車上で作業していた際に同車両から転落した事故状況を再現させるなどし、もって労働基準監督官の質問に対して虚偽の陳述をした。

この件について、令和8年3月24日、鵜沢簡易裁判所から同社及び同社の社員2名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

以 上